

## はじめに

本報告書は、大気汚染防止法第22条、騒音規制法第18条及びダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定により都道府県知事に義務づけられた常時監視について、大気汚染防止法第24条、騒音規制法第19条及びダイオキシン類対策特別措置法第27条の規定に基づき、それぞれの結果を公表するものです。

本報告書では、県及び津久見市が実施した令和3年度の大気環境常時監視調査結果(中核市である大分市が実施した調査を除く)のほか、各種の大気環境調査の結果について掲載しています。

近年の大分県の大気環境は、概ね良好な状態であり、令和3年度についても総じて過去5年間と同様の状態で推移しています。

しかしながら、近年、越境大気汚染問題など新たな課題が生じてきており、微小粒子状物質濃度の常時監視については、全国的に監視体制の強化が進められ、本県においても平成25年2月から測定を開始し、それに伴い、注意喚起の基準を定め、同年3月9日から注意喚起を行っています。さらに、平成27年度の秋から、新たに微小粒子状物質の成分分析も開始しました。

また、福島第一原子力発電所の事故後、環境放射能に関する県民の関心も高く、空間放射線量率等の環境放射能の監視強化と的確な情報提供が求められているところです。

本報告書が多くの方々に活用されるとともに、大気環境保全への理解の一助になれば幸いに存じます。

令和5年3月

大分県生活環境部

環境保全課長 北村 雅子